

令和4年度第1回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議議事予定
（令和4年4月15日（金）10時～ 場所：職員会館メルクス2階 中小会議室）

1 諮問案件の審議

- (1) 市民課が保有する住民基本台帳に係る個人情報（18歳以上の者の情報に限る。）を環境政策課が目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について

諮問機関：市民文化部市民課

利用機関：環境部環境政策課

- (2) 市民課が保有する住民基本台帳に係る情報（世帯主となっている外国人住民の情報に限る。）を広聴・相談課が目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について

諮問機関：市民文化部市民課

利用機関：協働推進部広聴・相談課

- (3) 小児慢性特定疾病医療費助成業務に係る個人情報を、国の調査・研究業務に活用させるため、オンライン結合により国へ提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：健康福祉部保健所健康推進課

- (4) 新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者に対する健康観察業務を受託事業者へ委託するにあたり、市が保有する自宅療養者の情報をオンライン結合により受託事業者へ提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：健康福祉部保健所保健予防課

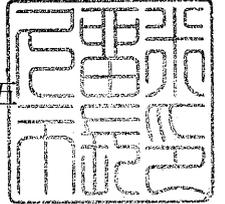
2 その他

3 民市第 5 2 0 9 号

令和 4 年 3 月 1 1 日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 原口 新五
(市民文化部市民課)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第 2 4 条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

市民課が保有する住民基本台帳に係る個人情報（18歳以上の者の情報に限る。）を環境政策課が目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について

【諮問案件 1】

市民課が保有する住民基本台帳に係る個人情報（18歳以上の者の情報に限る。）を環境政策課が目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について

諮問機関：市民文化部市民課

利用機関：環境部環境政策課

1 業務の概要

本市では、気象災害の激甚化、プラスチックごみによる海洋汚染、生物多様性の損失等の世界的な環境問題の深刻化を受け、令和3年3月に「第三次久留米市環境基本計画」を策定した。

この計画では、目指す環境像として「自然と人間とが共生し、持続的な発展が可能な都市・久留米」を掲げ、その実現のため、以下の基本目標を設定している。

- ・脱炭素社会の構築
- ・循環型社会の構築
- ・自然共生社会の構築
- ・快適な生活環境の保全

この環境基本計画に掲げた目標と施策の実施に向けて、市民の日常生活における環境に関する実態を把握し、今後の施策・事業の検討、推進、評価等の基礎データとして活用するため、アンケート調査を実施することとした。

今回、このアンケート調査実施のため、市民課が保有する住民基本台帳の情報を環境政策課が目的外利用することについて、お諮りするものである。

2 公益上の必要性について（条例第9条第3項第4号）

アンケート調査結果は、今後の市の環境に関連する施策・事業の検討、推進、評価等の基礎データとして活用し、施策・事業のあり方を検討するために用いることから、そのための的確な情報を得るため、脱炭素、生物多様性、プラスチック問題等に関する設問項目を設ける必要がある。

別途実施している市民意識調査においても、日常の環境配慮行動に関する設問項目を設けているが、設問数が限られており、施策・事業の検討等に必要な情報を十分に得ることができない。そのため、他の調査を利用することによっては、今回のアンケート調査の目的を達成することは困難である。

また、本調査を信頼性の高いものとするためには、対象者の抽出について偏りがあってはならず、無作為に抽出する必要があるため、住民基本台帳に係る個人情報を利用する必要がある。

これらのことから、住民基本台帳に係る情報をアンケート調査に利用することは、公益上の必要性があると考えられる。

なお、当該目的外利用に係る本人通知（条例第9条第4項本文）については、アンケート依頼文に、住民基本台帳に係る情報を利用している旨を明記することにより行う。

3 目的外利用する個人情報

アンケート調査は、市内在住の18歳以上の男女900人を無作為抽出して実施する。

そのため、目的外利用する個人情報は、無作為に抽出した18歳以上の男女900人分の住民基本台帳情報のうち、カナ氏名、漢字氏名、生年月日、郵便番号、住所である。

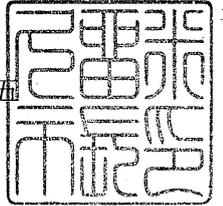
4 実施時期（目的外利用する時期）

令和4年5月1日以降

3 民 市 第 5 2 1 1 号
令 和 4 年 3 月 1 1 日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 原口 新五
(市民文化部市民課)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第24条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

市民課が保有する住民基本台帳に係る情報（世帯主となっている外国人住民の情報に限る。）を広聴・相談課が目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について

【諮問案件 2】

市民課が保有する住民基本台帳に係る情報（世帯主となっている外国人住民の情報に限る。）を広聴・相談課が目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について

諮問機関：市民文化部市民課

利用機関：協働推進部広聴・相談課

1 業務の概要

外国人住民相談・支援事業の一環として、令和4年度から、福岡出入国在留管理局による出張相談会が実施されることとなった。同管理局が外国人住民向けに在留資格の変更・更新や入管手続等の相談を実施するものであり、久留米市庁舎で行われる。相談は事前予約制であり、相談会の年間スケジュールを市のホームページ及び広報誌で案内しているものの、外国人住民に十分に伝わっているとは言い難い。そのため、相談の内容及び日程について、毎年、外国人住民に対し個別に案内文書を送付することを考えている。併せて、本市が令和2年度から設置している外国人相談窓口についても同時に周知を図ることで、外国人住民に対し、相談・支援に係る情報を確実に届けたい。

外国人住民に対し個別に案内文書を送付するためには、市民文化部市民課が保有する住民基本台帳の情報のうち、世帯主となっている外国人住民の情報を、協働推進部広聴・相談課が目的外利用する必要がある、このことについてお諮りするものである。

2 公益上の必要性について（条例第9条第3項第4号）

日本人を世帯主とし、外国人が世帯員である場合には、日本語を母語とする同居家族から日常生活に必要な情報が得られると考えられる。しかし、外国人だけで構成されている世帯又は外国人を世帯主とする世帯の場合は、日本語で発信されている市のホームページや広報誌だけでは、情報が十分に得られているとは考えにくい。そのため、福岡出入国在留管理局による相談会の情報や本市が設置している外国人相談窓口の情報について、個別に案内文書を送付することで、より確実に周知を図る必要がある。

このことから、世帯主となっている外国人の住民基本台帳に係る情報を目的外利用することは、公益上の必要性があると考えられる。

なお、当該目的外利用に係る本人通知（条例第9条第4項本文）については、周知文書に、住民基本台帳に係る情報を利用している旨を明記することにより行う。

3 目的外利用する個人情報

住民基本台帳情報のうち、外国人住民のカナ氏名、漢字氏名、郵便番号、住所。ただし、世帯主である外国人住民の情報に限る。

4 実施時期（目的外利用する時期）

審議会答申後

福岡出入国在留管理局による相談窓口開設について(令和4年度)

1 相談窓口名称

「福岡出入国在留管理局による相談」

2 相談内容

出入国関係（日本人を含む）、外国人の在留資格の変更や在留期間の更新など
 在留諸申請、その他入管の手続きについて

3 相談日時（月 1 回）

第 1 木曜日 13 時から 15 時まで 2、3 人程度

令和 4 年度日程

| | | | | | | | | | | | | |
|---|----------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 月 | 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 |
| 日 | 7 (木) | 10 (火) | 2 (木) | 7 (木) | 4 (木) | 1 (木) | 6 (木) | 8 (火) | 1 (木) | 5 (木) | 2 (木) | 2 (木) |

4 入管職員 1 名

4 健 推 第 3 4 号
令和 4 年 4 月 7 日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 原口 新五
(健康福祉部 保健所健康推進課)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第24条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

小児慢性特定疾病医療費助成業務に係る個人情報を、国の調査・研究業務に活用させるため、オンライン結合により国へ提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無(条例第10条第1項第2号)について

【諮問案件 3】

小児慢性特定疾病医療費助成業務に係る個人情報、国の調査・研究業務に活用させるため、オンライン結合により国へ提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：健康福祉部保健所健康推進課

1 業務の概要

本市においては、児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病医療費（以下「医療費」という。）に対する助成の認定業務を行っている。

また、国においては、同法に基づき、小児慢性特定疾病の治療方法や、小児慢性特定疾病児童等（以下「疾病児童等」という。）の健全な育成に資する調査・研究を推進しており、医学的データベース（以下「データベース」という。）を構築して疾病児童等に係る臨床データを登録し、調査・研究のために有効活用している。

データベースに登録する疾病児童等の臨床データは、医療費助成の認定業務を行っている各自治体等から、本人同意に基づき提供している。提供方法については、現在は、医療費助成の認定申請の際に提出された医療意見書（紙の状態のもの）を郵送により提供しており、データベースへの登録作業は国のほうで行っている。（資料1）

今般、国からデータベースの運用が変更される旨の通知があった。データベースへの臨床データ登録までの流れは、以下の2パターンに変更される。（資料2）

[パターン1（指定医がデータベースに直接登録するケース）]

- ①指定医は、患者の医療意見書をデータベースに登録する。
- ②登録すると、データベースへのアクセスキー付き医療意見書が出力される。
- ③指定医は患者に対し、アクセスキー付き医療意見書を交付し、患者は同意見書を市に提出して医療費の助成を申請する。
- ④市は、申請に対する認定業務を行い、認定結果等の情報をアクセスキーによりデータベースに登録する。※オンライン結合

[パターン2（指定医がデータベースを利用しないケース）]

- ①指定医は、患者に医療意見書を交付する。
- ②患者は、医療意見書を市に提出して医療費の助成を申請する。
- ③市は、医療意見書のデータをデータベースに登録する。※オンライン結合
- ④市は、申請に対する認定業務を行い、認定結果等の情報をデータベースに登録する。
※オンライン結合

上記の流れのうち、パターン1における④並びにパターン2における③及び④においてオンライン結合を行うこととなるため、承認を求めるものである。

2 公益上の必要性について（条例第10条第1項第2号）

現行のデータベースの運用においては、医療意見書の記載漏れや数字の桁誤りなどのミスが生じており、また、自治体においては国への郵送業務等の負担が発生している。指定医がデータベースに直接登録できるようにすれば、登録時に、システム上の

チェック機能により医療意見書の記載漏れや数字の桁誤り等のミスを防ぐことができ、自治体においても郵送業務等の負担が軽減される。

このようなことから、国は、データベースの運用を前記1のとおりに改定することとした。

国への情報提供は、小児慢性特定疾病の治療研究など、疾病児童等の健全な育成に役立ち、また、疾病児童等に対する良質かつ適切な医療の確保を図るための基盤となるものであり、公益上の必要性が高い。

そのためには、情報提供の方法を国の運用に合わせる必要があるため、オンライン結合をする公益上の必要性が認められる。

3 個人の権利利益を侵害するおそれについて（条例第10条第1項第2号）

国が委託するシステム運営事業者は、「厚生労働省情報セキュリティポリシー」「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」「医療情報システムの安全管理ガイドライン」「クラウドサービス事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン」「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に準拠した情報セキュリティ対策を実施してシステムを運用できる事業者である。

また、本市からの個人情報の提供に関しては、LGWAN（※）のネットワークを利用し、外部からのアクセスが遮断された閉鎖的な環境下で行う予定である。

以上のことから、当該オンライン結合により個人の権利利益が侵害されるおそれはない。

※LGWAN：自治体間等の情報のやり取りのために特別につくられた行政専用のネットワークである。情報はインターネットから切り離された閉域ネットワークでのやり取りとなり、一定のセキュリティを設けているため通常のインターネットとは比較にならない程のセキュリティが確保されている。

4 オンライン結合により提供する個人情報

[パターン1] の場合

認定結果、研究活用の同意の有無、アクセスキー、受理日、公費負担者番号、受給者番号、有効期限、階層区分、軽症者登録、保険者番号、被保険者記号、被保険者番号、被保険者個人単位枝番

[パターン2] の場合

上記の個人情報及び医療意見書に記載された下記の項目（資料3）

病名、受付種別、受給者番号、受信日、氏名、生年月日、意見書記載時の年齢、性別、出生体重、出生週数、出生時に住民登録をした所、現在の身長・体重、発病時期、初診日、就学・就労状況、手帳取得状況、現状評価、症状

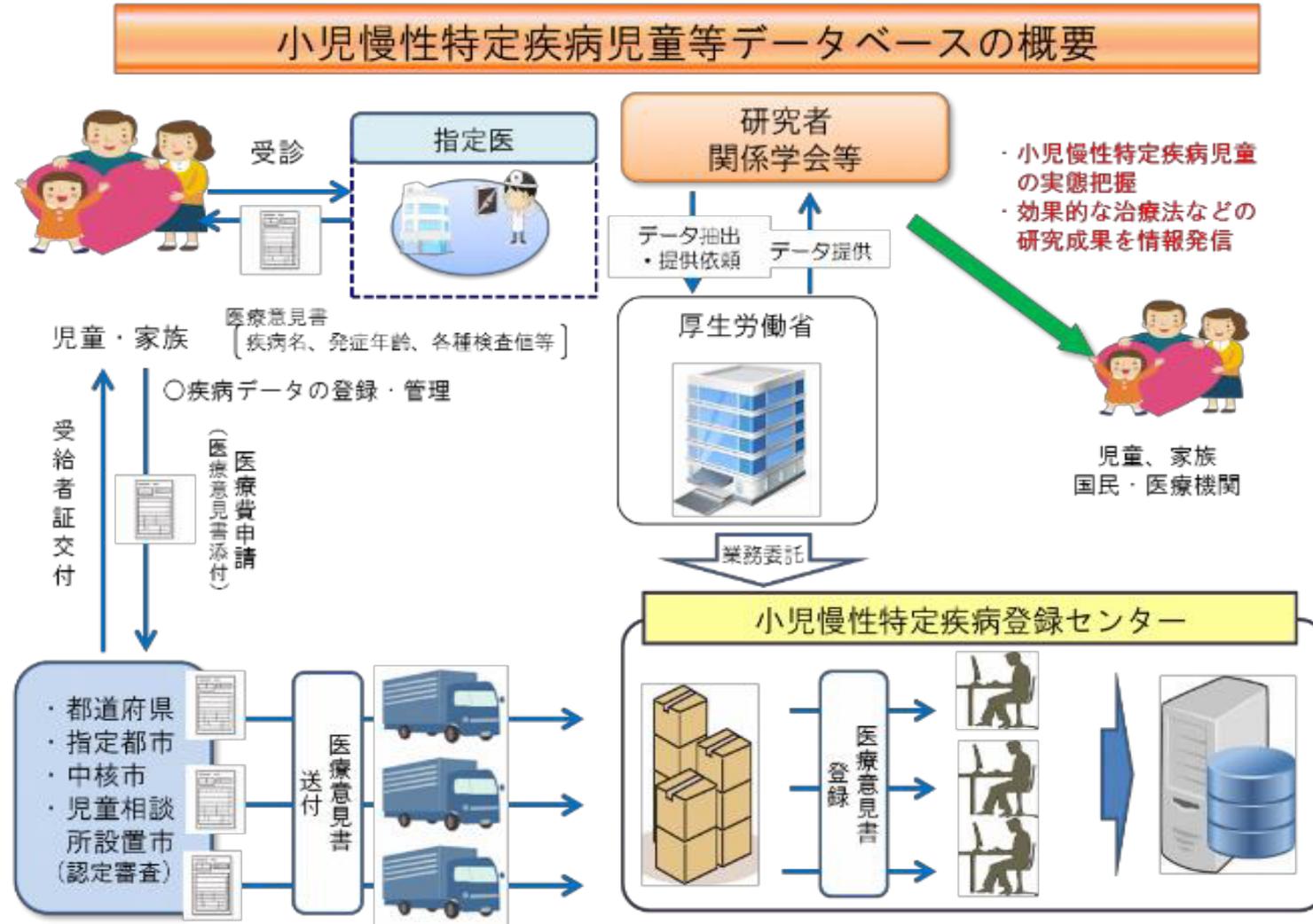
5 実施時期

令和5年1月以降で令和4年度内の見込み

現行DBから次期DBの全体像の変更

【現行】DB

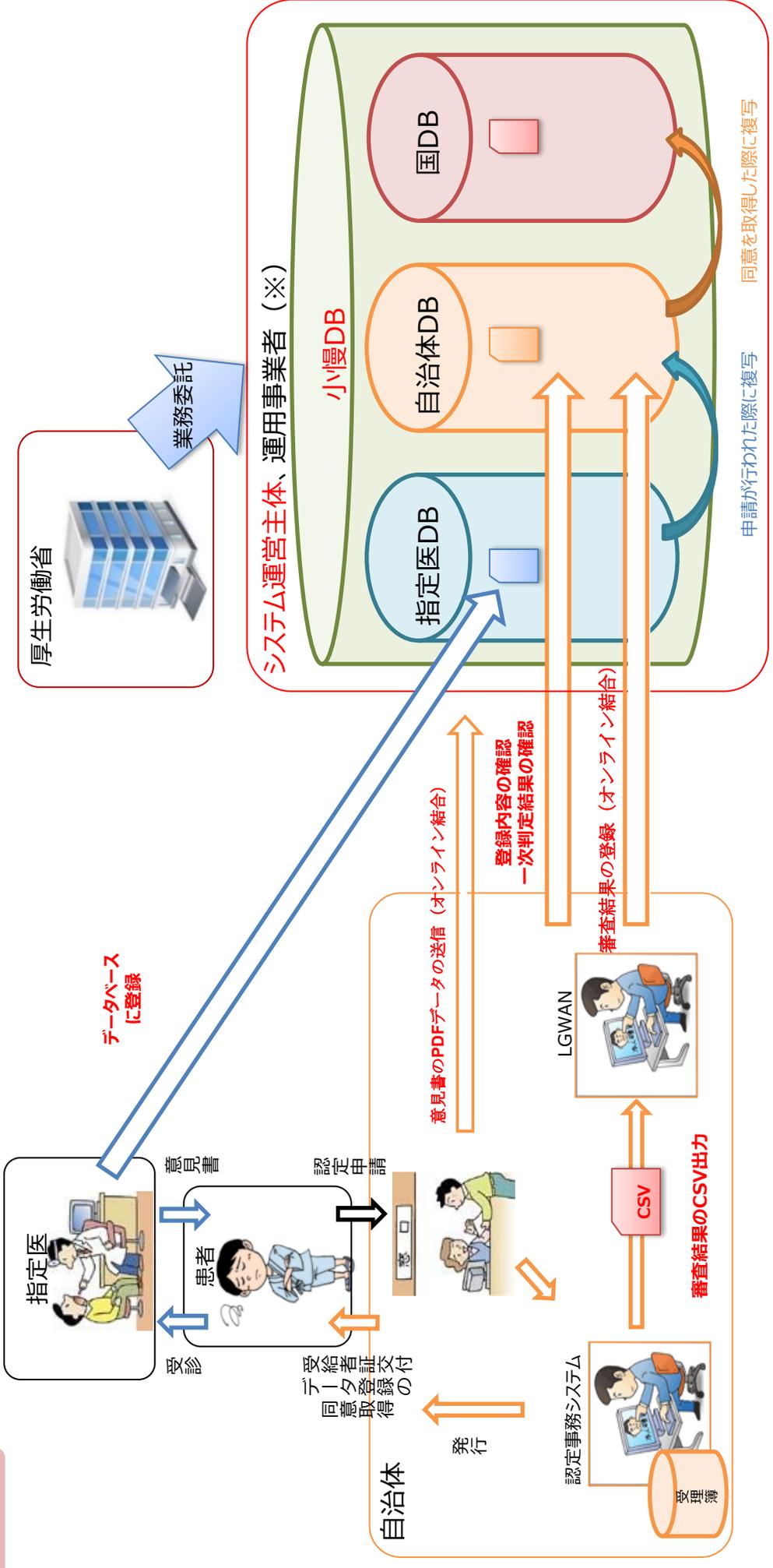
資料 1



現行DBから次期DBの全体像の変更

【次期】DB

資料 2



※システム運営主体：データ登録及び抽出に関する運用/データ管理の主管機関
 運用事業者：次期DBシステムの運用を行う事業者

- 自治体は、窓口で申請を受理し、添付書類がそろっていることを確認し、DBへアクセスすることで、意見書データを指定医DBから呼び出し、一次判定の結果を確認する。
- 認定審査のうえ、結果を認定事務システムへ登録する。
- 認定事務システムよりDB登録用のCSVファイルを出力し、LGWAN経由にてDBへ登録する。DBへの直接入力も可能。

| 告示番号 | | 80 | | 悪性新生物 () | | 年度 | | 小児慢性特定疾病 医療意見書 (新規申請用) | | 1/2 | | | |
|---|--|--|---------------|---------------------------|----------------------|---|---------------------------|-----------------------------|---------------|-----|--------------------|-------------------|--|
| 病名 | 1 前駆B細胞急性リンパ性白血病 | | | | | | 受付種別 | <input type="checkbox"/> 新規 | | | | | |
| 受給者番号 | | | 受診日 | 年 月 日 | | | | | | | | | |
| ふりがな 氏名 (Alphabet) | | | | | | (変更があった場合) ふりがな 以前の登録氏名 (Alphabet) | | | | | | | |
| 生年月日 | 年 月 日 | | 意見書記載時の年齢 | | 歳 か月 日 | | 性別 | 男 ・ 女 ・ 性別未決定 | | | | | |
| 出生体重 | g | | 出生週数 | 在胎 週 日 | | 出生時に住民登録をした所 () 都道府県 () 市区町村 | | | | | | | |
| 現在の 身長・体重 | 身長 (測定日) | cm (SD) | | | 体重 (測定日) | kg (SD) | | | BMI | | | | |
| | | 年 月 日 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | | 肥満度 | % | | | | |
| 発病時期 | 年 月 頃 | | 初診日 | 年 月 日 | | | | | | | | | |
| 就学・就労状況 | 就学前 ・ 小中学校(通常学級 ・ 通級 ・ 特別支援学級) ・ 特別支援学校(小中学部 ・ 専攻科を含む高等部) ・ 高等学校(専攻科を含む) ・ 高等専門学校 ・ 専門学校/専修学校など ・ 大学(短期大学を含む) ・ 就労(就学中の就労も含む) ・ 未就学かつ未就労 ・ その他 () | | | | | | | | | | | | |
| 手帳取得状況 | 身体障害者手帳 | なし ・ あり (等級 1級 ・ 2級 ・ 3級 ・ 4級 ・ 5級 ・ 6級) | | | | | 療育手帳 | なし ・ あり | | | | | |
| | 精神障害者保健福祉手帳 (障害者手帳) | | | なし ・ あり (等級 1級 ・ 2級 ・ 3級) | | | | | | | | | |
| 現状評価 | 治癒 ・ 寛解 ・ 改善 ・ 不変 ・ 再発 ・ 悪化 ・ 死亡 ・ 判定不能 | | | | | 運動制限の必要性 | | | なし ・ あり | | | | |
| | 人工呼吸器等装着者認定基準に該当 | | する ・ しない ・ 不明 | | 小児慢性特定疾病 重症患者認定基準に該当 | | | | する ・ しない ・ 不明 | | | | |
| 臨床所見 (診断時) ※診断された当時の所見や診断の根拠となった検査結果を記載 | | | | | | | | | | | | | |
| 症状 | 全身 | 発熱:[なし ・ あり] | | | 疼痛:[なし ・ あり] | | | 易出血性:[なし ・ あり] | | | | | |
| | | リンパ節腫大:[なし ・ あり] | | | | | | | | | | | |
| | 消化器 | 肝腫大(触診):[なし ・ あり] | | | 脾腫大(触診):[なし ・ あり] | | | | | | | | |
| | 腎・泌尿器 | 精巣腫大(男子):[なし ・ あり] | | | | | | | | | | | |
| | 精神・神経 | 中枢神経浸潤:[なし ・ あり] | | | | | | | | | | | |
| その他 | 胸腺腫大:[なし ・ あり] | | | 症状(その他):() | | | | | | | | | |
| 臨床所見 (申請時) ※直近の状況を記載 | | | | | | | | | | | | | |
| 症状 | 全身 | 低身長(-2.0SD以下):[なし ・ あり] | | | 発熱:[なし ・ あり] | | | 疼痛:[なし ・ あり] | | | 易出血性:[なし ・ あり] | | |
| | | 易出血性:[なし ・ あり] | | | 易感染性:[なし ・ あり] | | | 易疲労性:[なし ・ あり] | | | リンパ節腫大:[なし ・ あり] | | |
| | 消化器 | 肝腫大(触診):[なし ・ あり] | | | 脾腫大(触診):[なし ・ あり] | | | 肝機能障害:[なし ・ あり] | | | | | |
| | | 消化器症状:[なし ・ あり] | | | | | | | | | | | |
| | 内分泌・代謝 | 性腺機能低下:[なし ・ あり] | | | 耐糖能異常:[なし ・ あり] | | | 甲状腺機能低下:[なし ・ あり] | | | | | |
| | 腎・泌尿器 | 精巣腫大(男子):[なし ・ あり] | | | | | | | | | | 腎機能低下:[なし ・ あり] | |
| | 呼吸器・循環器 | 心機能障害(不整脈含む):[なし ・ あり] | | | | | 呼吸障害:[なし ・ あり] | | | | | | |
| | 筋・骨格 | 大腿骨頭壊死:[なし ・ あり] | | | 骨密度低下:[なし ・ あり] | | | 筋・軟部組織障害:[なし ・ あり] | | | | | |
| | 皮膚・粘膜 | 皮膚障害:[なし ・ あり] | | | | | | | | | | | |
| | | 毛髪異常:[なし ・ あり] | | | | | | | | | | | |
| | 精神・神経 | 中枢神経浸潤:[なし ・ あり] | | | 白質脳症:[なし ・ あり] | | | 抑鬱:[なし ・ あり] | | | 末梢神経障害:[なし ・ あり] | | |
| | 認知機能障害:[なし ・ あり] | | | てんかん:[なし ・ あり] | | | 発達障害:[なし ・ あり] | | | | | | |
| | 精神発達遅滞:[なし ・ 境界 ・ 軽度 ・ 中等度 ・ 重度 ・ 最重度 ・ 不明] | | | | | | | | | | | | |
| | 移動障害:[なし ・ 走行 ・ 独立歩行 ・ 介助歩行 ・ 独立位 ・ 伝歩 ・ 坐位(移動可) ・ 坐位(移動不可) ・ 寝返り ・ 寝たきり ・ 不明] | | | | | | | | | | | | |
| 耳鼻咽喉 | 聴力障害:[なし ・ あり] | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 慢性GVH病:皮膚障害:[なし ・ あり] | | | 慢性GVH病:毛髪異常:[なし ・ あり] | | | 慢性GVH病:口腔粘膜障害:[なし ・ あり] | | | | | | |
| | 慢性GVH病:眼症状:[なし ・ あり] | | | 慢性GVH病:呼吸障害:[なし ・ あり] | | | 慢性GVH病:肝機能障害:[なし ・ あり] | | | | | | |
| | 慢性GVH病:骨格筋障害:[なし ・ あり] | | | | | | | | | | | | |
| | 二次がん:[なし ・ あり] | | | | | | | | | | | | |
| | 詳細:() | | | | | | | | | | | | |
| | 胸腺腫大:[なし ・ あり] | | | 歯牙異常:[なし ・ あり] | | | 自己免疫疾患:[なし ・ あり] | | | | | | |
| | 症状(その他):() | | | | | | | | | | | | |

告示番号 **80** 悪性新生物 () 年度 小児慢性特定疾病 医療意見書 (新規申請用) **2/2**

| | |
|---|---|
| 検査所見 (診断時) ※診断された当時の所見や診断の根拠となった検査結果を記載 | |
| 血液検査 | 白血球数: ()/μL ヘモグロビン (Hb): ()g/dL 血小板数: ()×10 ⁴ /μL |
| 病理検査 | 骨髄検査: [未実施 ・ 実施] 実施日: (年 月 日) 所見: () |
| | 芽球比率: 骨髄: ()% ・ 未実施 末梢血: ()% ・ 未実施 |
| 細胞表面抗原検査 | リンパ球サブセット解析: [未実施 ・ 実施] 陽性抗原: () 陰性抗原: () |
| | 画像検査: [未実施 ・ 実施] 実施日: (年 月 日) 部位: () 所見: () |
| 遺伝学的検査 | 染色体検査: [未実施 ・ 実施] 実施日: (年 月 日) 所見: () |
| | 遺伝子検査: [未実施 ・ 実施] 実施日: (年 月 日) 所見: () |
| 検査所見 (その他) | 検査所見 (その他): () |
| 検査所見 (申請時) ※直近の状況を記載 | |
| 血液検査 | 白血球数: ()/μL ヘモグロビン (Hb): ()g/dL 血小板数: ()×10 ⁴ /μL |
| 病理検査 | 芽球比率: 骨髄: ()% ・ 未実施 末梢血: ()% ・ 未実施 |
| 遺伝学的検査 | 染色体検査: [未実施 ・ 実施] 実施日: (年 月 日) 所見: () |
| | 遺伝子検査: [未実施 ・ 実施] 実施日: (年 月 日) 所見: () |
| 検査所見 (その他) | 検査所見 (その他): () |
| その他の所見 (申請時) ※直近の状況を記載 | |
| 合併症 | 原病と直接関係しない併発症: [なし ・ あり] 詳細: () |
| 経過 (申請時) ※直近の状況を記載 | |
| 積極的治療の施行施設 | 治療施設: [自施設 ・ 他施設 ・ 不明] 他施設名: () |
| 薬物療法 | 化学療法: [未実施 ・ 実施予定 ・ 実施済] |
| 移植 | 同種造血幹細胞移植: [未実施 ・ 実施予定 ・ 実施済] 実施日: (年 月 日) |
| 放射線治療 | 放射線治療: [未実施 ・ 実施予定 ・ 実施済] |
| | 頭部: [未実施 ・ 実施予定 ・ 実施済] 顔面: [未実施 ・ 実施予定 ・ 実施済] |
| | 眼: [未実施 ・ 実施予定 ・ 実施済] 脊髄: [未実施 ・ 実施予定 ・ 実施済] |
| | 胸部: [未実施 ・ 実施予定 ・ 実施済] 腹部: [未実施 ・ 実施予定 ・ 実施済] |
| | 骨盤部: [未実施 ・ 実施予定 ・ 実施済] 四肢: [未実施 ・ 実施予定 ・ 実施済] |
| | 全身 (造血細胞移植): [未実施 ・ 実施予定 ・ 実施済] 限定領域 (造血細胞移植): [未実施 ・ 実施予定 ・ 実施済] |
| 手術 | 手術 (組織生検を含む): [未実施 ・ 実施予定 ・ 実施済] 実施日: (年 月 日) 術式: () |
| 治療 | 治療 (その他): () |
| 治療状況 | 治療状況: [治療未開始 ・ 原病治療中 ・ 原病の治療終了、合併症治療中 ・ 治療終了、経過観察中] |
| | 現在の状態: [初回治療中、寛解未確認 ・ 第一寛解期 ・ 第一再発 ・ 第二寛解期 ・ その他] 現在の状態 (その他): () |
| 今後の治療方針 | 治療計画: [積極的治療継続 ・ 治療終了 (計画的経過観察) ・ その他] 治療計画 (その他): () 積極的治療: 治療終了日: (年 月 日) 治療終了者の経過観察の必要性: [なし ・ あり] |
| | 治療終了者に対する計画的フォローアップレベル: [一般健康管理群 ・ 経過観察群 ・ 標準的フォローアップ群 ・ 強化フォローアップ群 ・ 要介入群] |
| | 今後の治療方針: () |
| | 治療見込み期間 (入院) 開始日: (年 月 日) 終了日: (年 月 日) 治療見込み期間 (外来) 開始日: (年 月 日) 終了日: (年 月 日) 通院頻度: ()回/月 成長ホルモン治療申請の有無: [なし ・ あり] |

| | |
|-------------|----------------------------------|
| 医療機関・医師署名 | |
| 上記の通り診断します。 | |
| 医療機関名 | 記載年月日 年 月 日 |
| 医療機関住所 | 診療科 医師名 小児慢性特定疾病 指定医番号 () |

3保予第12518号
令和4年3月31日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 原口 新五
(健康福祉部保健所保健予防課)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第24条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者に対する健康観察業務を受託事業者へ委託するにあたり、市が保有する自宅療養者の情報をオンライン結合により受託事業者へ提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【諮問案件 4】

新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者に対する健康観察業務を受託事業者へ委託するにあたり、市が保有する自宅療養者の情報をオンライン結合により受託事業者へ提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：健康福祉部保健所保健予防課

1 業務概要

本市では、新型コロナウイルス感染症の対応にあたり、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、医師からの発生届の提出を受けて、新型コロナウイルス感染症患者に対する疫学調査や健康観察等を実施している。

健康観察業務においては、国が開発・管理する「新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム」（以下「HER-SYS」という。）に自宅療養者の氏名等を入力したうえで、自宅療養者から聴き取った体温や症状等の情報を都度HER-SYSに入力することにより、自宅療養者の健康状態に係る情報を管理している。

感染拡大期には、本市における新規感染者数は1日あたり数百人に上り、自宅療養者についても連日2,000人程度の高水準で推移したため、保健所の業務がひっ迫した状況であった。

そのため、自宅療養者に対する健康観察の最初の連絡が発生届から3日経過後になってしまうという事例も発生した。

そのような状況の中、今後のさらなる感染拡大に備える必要があり、自宅療養者に対する速やかな健康観察の実施及び保健所の業務の負担軽減を図りたいと考えている。

そこで、健康観察業務を民間事業者へ委託することを予定しており、受託事業者に対して、閉域回線を用いて自宅療養者の個人情報のデータを送付することについて、オンライン結合の承認を求めるものである。

2 公益上の必要性について（条例第10条第1項第2号）

速やかな健康観察の実施のためには、事業者へ委託して、十分な人員体制のもとで当該業務に集中して対応する環境を整える必要がある。

また、受託事業者に対して自宅療養者の個人情報を提供するにあたり、紙媒体で提供すると、書類の準備に時間を要したり、書類の一部紛失等のリスクがあるなど、受託事業者における情報管理の正確性・迅速性に支障が生じることが想定される。

そのようなリスクや支障を回避しながら、保健所の業務負担軽減と自宅療養者への早期連絡を図るためには、自宅療養者の個人情報をデータにより提供する必要がある。

これらのことから、自宅療養者の個人情報をオンライン結合により受託事業者へ提供することは、公益上の必要性がある。

3 個人の権利利益を侵害するおそれについて（条例第10条第1項第2号）

個人情報のデータの受渡しにあたっては、データの受渡しのみを使用する専用端末を用い、閉域回線により行う（資料1）。具体的には、市が自宅療養者の個人情報をUSBメ

メモリに格納し、USBメモリから専用端末にデータを移した後、受託事業者側の専用端末に、外部に接続されていない閉域回線を用いてデータを送付する。

受託事業者は、専用端末に送付されたデータをUSBメモリに格納し、業務に使用する端末にデータを移すという流れである。また、市及び受託事業者が使用する専用端末は、以下の仕組みを採用している。

- ・指紋認証により特定の職員のみが操作可能
- ・指紋認証の追加登録不可
- ・端末の紛失時には、遠隔でロックをかけることが可能
- ・フリーソフトのインストール不可
- ・インターネットの接続不可
- ・USBメモリ以外の媒体使用不可

なお、受託事業者は、ISO/IEC27001（※1）及びプライバシーマーク（※2）を取得しており、個人情報について適切な保護措置を講じる体制を整備しているほか、平成31年度から本市の集団けんしん業務を請け負っており、これまで情報漏えい等の事故は起きていない。また、委託契約書にも、個人情報の取扱いに関する条項を明記する。（資料2）

以上のことから、情報漏えい等のリスクは低いと考えられるため、個人の権利利益を侵害するおそれはないものとする。

※1 ISO/IEC27001

ISO/IEC27001とは、国際標準化機構(ISO)と国際電気標準会議(IEC)が共同で作成した情報セキュリティに関する国際規格である。情報資産を適切に保護し、情報の機密性、完全性を確保し、さらに情報の可用性を保持し、情報資産の価値を高めることを第三者である機関が適切に運用されているかを公平な立場から審査し証明している。

※2 プライバシーマーク

プライバシーマークとは、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が、個人情報の取扱いを適切に行っていると認める事業者に対し付与するものである。プライバシーマーク制度は、日本工業規格 JIS Q 15001 に基づいて第三者により客観的に評価される制度であることから、プライバシーマークの付与を受けた事業者にとっては、法律への適合性はもとより、自主的に高い保護レベルの個人情報保護マネジメントシステムを確立し、運用していることを示すものとなる。

4 提供する個人情報の内容

発生届（資料3）のうち、以下の情報を抽出したエクセルデータを提供する。

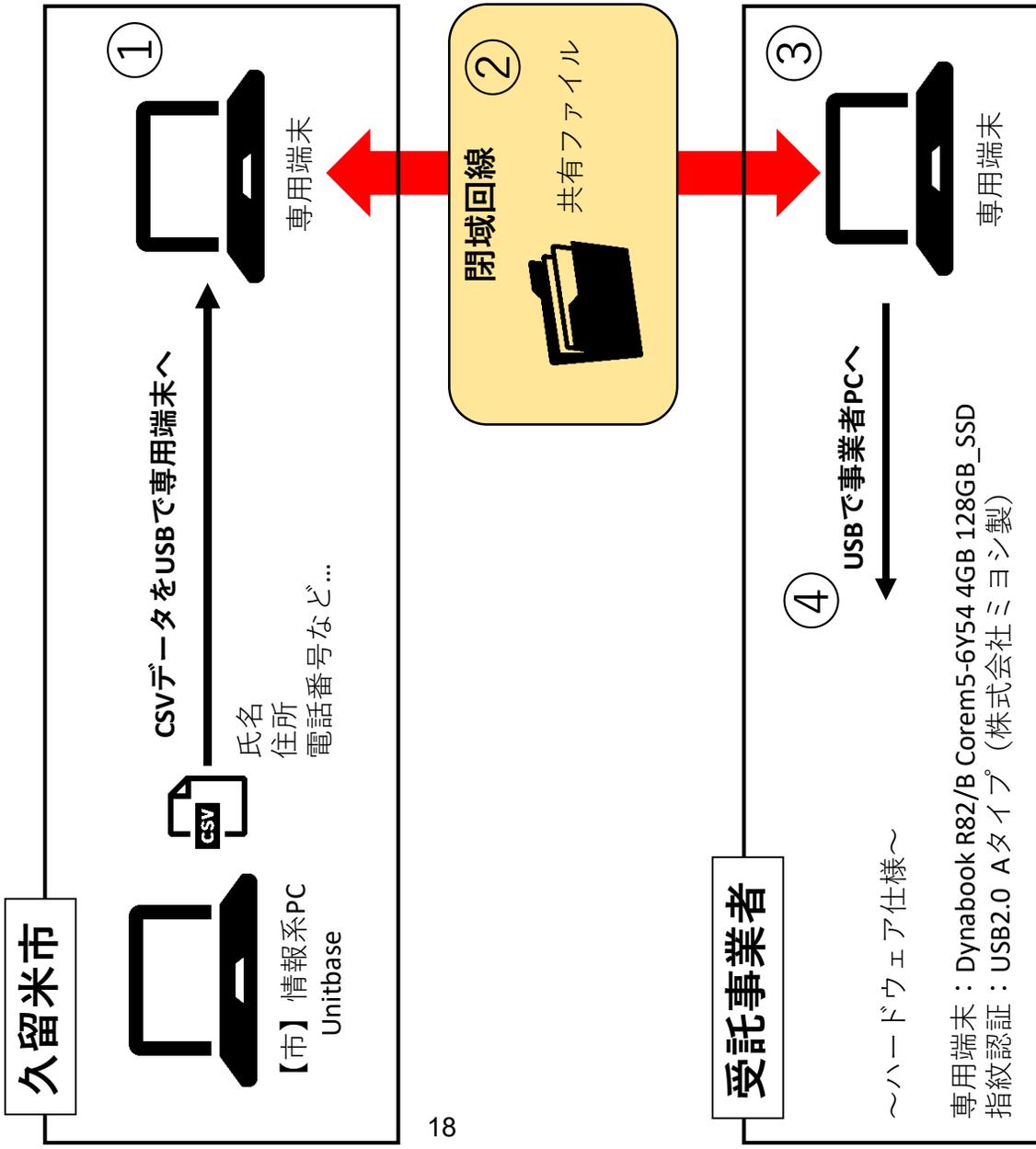
医療機関からの報告日、（患者が受診した）医療機関名、氏名、性別、生年月日、年齢、所在地、電話番号、検査方法（診断方法）、検体採取日、陽性判明日（診断年月日）

5 実施時期

審議会承認後

データの流れとセキュリティ対策

資料1



- ① 専用端末へのログインは指紋認証
※管理者以外、認証登録が出来ないよう設定
※専用端末紛失時は遠隔ロックを行う
- ② 回線種類：QTPRO VLAN (閉域網)
タイプB 100Mベストエフォート
通信：外部に接続されていない閉域網を利用
第三者と通信が起こり得ない設計構築
- ③ 専用端末へのログインは指紋認証
※特定の職員以外、PCは使用しない
※専用端末保管は、入退室管理をしている部屋に管理する
※専用端末紛失時は遠隔ロックを行う
- ④ 専用端末専用のUSB (パスワード設定) を使用
ウイルススキャンを実施
※使用後はUSBメモリーフォーマッター (めっ菌くん) により初期化処理を実施

業務委託契約書案（抜粋）

資料2

甲：久留米市 乙：受託者

（秘密の保持）

第〇条 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた秘密（個人情報を含む。）を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。

2 〇条ただし書により、甲が承認した再委託先に対しては、乙は、前項に規定する秘密保持の義務を課し、責任をもって監督するものとする。

（再委託の禁止）

第〇条 乙は、この契約による事務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。但し、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

（収集の制限）

第〇条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意の上で収集しなければならない。

（複写及び複製の禁止）

第〇条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。但し、甲の文書による指示及び承諾があるときはこの限りではない。

（目的外使用及び第三者への提供禁止）

第〇条 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。但し、甲の承諾があるときはこの限りではない。

（授受及び搬送）

第〇条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報の授受及び搬送を行う場合には、甲の許可又は指示を受け、個人情報の紛失、破損等の事故が発生しないように管理しなければならない。

(保管及び返還等)

第〇条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報の保管を行う場合には、甲の許可又は指示を受け、個人情報の紛失、破損等の事故が発生しないように管理しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

3 乙は、前項ただし書により甲が指示した方法により個人情報を処理した場合は、甲に報告しなければならない。

(廃棄及び消去)

第〇条 乙は、甲が指定した個人情報を廃棄及び消去したときは、甲に書面での報告をしなければならない。

(報告)

第〇条 乙は、この契約による事務の個人情報の取扱いに関し、事故が生じたときは、その内容について甲に速やかに報告し、甲の指示を受けなければならない。

(立入調査)

第〇条 甲は、乙がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理状況その他必要な事項について乙に報告を求め、又は立入調査できるものとする。

(従事者の監督)

第〇条 乙は、その事務に従事する者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び久留米市個人情報保護条例第34条又は第35条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知し、必要な監督を行わなければならない。

(損害賠償)

第〇条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、又は乙の責めに帰する理由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

新型コロナウイルス感染症 発生届

資料3

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年 月 日

医師の氏名 _____
 従事する病院・診療所の名称 _____
 上記病院・診療所の所在地(※) _____
 電話番号(※) () - _____
 (※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

| | | | | | |
|---|----------|----------------------|-----------------|---------|--|
| 1 診断（検案）した者（死体）の種類 | | | | | |
| ・患者（確定例） ・無症状病原体保有者 ・疑似症患者（*） ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体（*） 疑似症患者について、当該者が入院を要しないと認められる場合は、本発生届の提出は不要。 | | | | | |
| 2 当該者氏名（フリガナ） | 3 性別 | 4 生年月日 | 5 診断時の年齢(0歳は月齢) | 6 当該者職業 | |
| | 男・女 | 年 月 日 | 歳 (月) | | |
| 7 当該者住所 | 電話 () - | | | | |
| 8 当該者所在地 | 電話 () - | | | | |
| 9 保護者氏名 | 10 保護者住所 | (9、10は患者が未成年の場合のみ記入) | | | |
| | | 電話 () - | | | |

| | | |
|------------------|--|--|
| 11 症状 | <ul style="list-style-type: none"> 発熱 ・咳 ・咳以外の急性呼吸器症状 肺炎像 ・重篤な肺炎 ・急性呼吸窮迫症候群 多臓器不全 ・全身倦怠感 ・頭痛 ・嘔気/嘔吐 下痢 ・結膜炎 ・嗅覚・味覚障害 酸素飽和度(室内気): % その他 () ・症状なし | 18 感染原因・感染経路・感染地域 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 分離・同定による病原体の検出 検体：喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、便、唾液、剖検材料、その他 () 検体採取日 (月 日) 結果 (陽性・陰性) 検体から核酸増幅法(PCR法 LAMP法など)による病原体遺伝子の検出 検体：喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、便、唾液、剖検材料、その他 () 検体採取日 (月 日) 結果 (陽性・陰性) 抗原定性検査による病原体の抗原の検出 検体：鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液 検体採取日 (月 日) 結果 (陽性・陰性) 抗原定量検査による病原体の抗原の検出 検体：鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、唾液 検体採取日 (月 日) 結果 (陽性・陰性) | <ul style="list-style-type: none"> ①感染原因・感染経路 (確定・推定) 1 飛沫・飛沫核感染 (感染源の種類・状況:) 2 接触感染 (接触した人・物の種類・状況:) 3 その他 () ② 感染地域 (確定・推定) 1 日本国内 (都道府県 市区町村) 2 国外 (国 詳細地域) ※複数の国又は地域該当する場合は全て記載すること。 渡航期間(出国日 年 月 日・入国日 年 月 日 国外居住者については、入国日のみで可) ③ 新型コロナウイルスワクチン接種歴 1回目 有 (歳) ・無・不明 ワクチンの種類/製造会社 (/ ・不明) 接種年月日 (R 年 月 日 ・不明) 2回目 有 (歳) ・無・不明 ワクチンの種類/製造会社 (/ ・不明) 接種年月日 (R 年 月 日 ・不明) |
| 12 診断方法 | | 19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項 |
| 13 初診年月日 | 令和 年 月 日 | <ul style="list-style-type: none"> 届出時点の入院の有無 (有・無) 入院例のみ (入院年月日 令和 年 月 日) 重症化のリスク因子となる疾患等の有無 (有・無) ※有の場合は、以下から選択 悪性腫瘍、慢性閉塞性肺疾患 (COPD)、慢性腎臓病、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満 (BMI30以上)、喫煙歴、その他 () 臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由により免疫の機能が低下しているおそれの有無 (有・無) 妊娠の有無 (有・無) 重症度 (「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 診療の手引き」による。) (軽症・中等症Ⅰ・中等症Ⅱ・重症) 入院の必要性の有無 (有・無) 新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての限定的・特例的な取扱いによる電話や情報通信機器を用いた診療の有無 (有・無) |
| 14 診断（検案(※)）年月日 | 令和 年 月 日 | |
| 15 感染したと推定される年月日 | 令和 年 月 日 | |
| 16 発病年月日 (*) | 令和 年 月 日 | |
| 17 死亡年月日 (※) | 令和 年 月 日 | |

(1, 3, 11, 12, 18 欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13 から 17 欄は年齢、年月日を記入すること。
 (※)欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。(*)欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。11, 12 欄は、該当するものすべてを記載すること。)

この届出は診断後直ちに行ってください